

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年3月27日（令和6年（行情）諮問第307号）

答申日：令和8年7月22日（令和8年度（行情）答申第398号）

事件名：行政文書ファイル「平成17年度決定5」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書20」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年1月16日付け防官文第579号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）一部に対する不開示決定の取消し

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）及び（3）（略）

（4）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認を求める手段がないので、他に文書が存在しないか、念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書（以下「先行開示文書」という。）及び本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月29日付け防官文第6492号により、先行開示文書について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和6年1月16日付け防官文第579号により、本件対象文書につ

いて、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 及び (3) (略)

(4) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、先行開示文書及び本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 令和6年3月27日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年4月11日 | 審議 |
| ④ 令和8年7月15日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（平成 31 年 4 月、大臣官房文書課公文書監理室に組織改編。）において保有する行政文書ファイル「平成 17 年度決定 5」（以下「本件ファイル」という。）につづられた文書の全ての開示を求めるものであったことから、開示請求時（平成 31 年 1 月 29 日受付）に本件ファイルにつづられていた本件対象文書及び先行開示文書を特定した。

イ 本件ファイルを確認したところ、本件対象文書及び先行開示文書がつづられていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書及び先行開示文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

- (2) 上記 (1) アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記 (1) イの保管状況及び上記 (1) ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書及び先行開示文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書及び先行開示文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号 1 に掲げる部分について

別表の番号 1 に掲げる不開示部分には、異議申立人又は開示請求者の氏名、住所、電話番号等が記載されていることが認められる。

当該部分は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法 6 条 2 項による部分開示の余地はなく、法 5 条 1 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号 2 に掲げる部分について

ア 別表の番号 2 に掲げる不開示部分には、防衛庁（当時）において作成された文書に係る起案者、決裁者の氏名及び官職等並びに担当者の氏名等が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ 当該部分を開示すると、本件については、特定の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記イの説明は否定し難く、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3及び番号4に掲げる部分について

別表の番号3及び番号4に掲げる不開示部分には、防衛庁（当時）における起案者及び担当者の内線番号が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、別表の番号4は同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

行政文書ファイル「平成１７年度決定５」に綴られた文書の全て

2 先行開示文書

行政文書開示決定通知書（平成１７年８月２日防官文第５９７９号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第２２８１号。平成１７年１２月５日）」のみ。）

3 本件対象文書

文書１ 行政文書開示決定通知書平成１７年６月２７日付け防官文第５１１５号、第５１１６号、第５１１７号、第５１１８号、第５１１９号及び第５１２０号による開示決定に係る異議申立てについて

文書２ 行政文書開示決定通知書（平成１７年８月２日防官文第５９７９号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第２２８１号。平成１７年１２月５日）」を除く。）

文書３ 行政文書開示決定通知書（防官文第４２９６号。平成１５年５月８日）による一部開示決定に係る異議申立てについて

文書４ 行政文書開示決定通知書（防官文第９６７０号。平成１６年１１月２９日）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書５ 行政文書開示決定通知書（平成１６年９月１日付け防官文第７５５０号）による開示決定処分に係る異議申立について

文書６ 行政文書開示決定通知書（平成１６年１０月４日付防官文第８３９４号、平成１６年１０月４日付防官文第８３９５号、平成１６年１０月４日付防官文第８３９６号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書７ 行政文書開示決定通知書（平成１６年４月６日防官文第３６０６号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書８ 行政文書不開示決定通知書（防官文第７５４３号。平成１５年９月９日）による不開示決定に係る異議申立てについて

文書９ 行政文書不開示決定通知書（防官文第７５４２号。平成１５年９月９日）による不開示決定に係る異議申立てについて

文書１０ 行政文書不開示決定通知書（防官文第７５４１号。平成１５年９月９日）による不開示決定に係る異議申立てについて

- 文書 1 1 行政文書開示決定通知書平成 1 7 年 4 月 1 4 日付け防官文第 3 1 3 6 号及び平成 1 7 年 4 月 1 4 日付け防官文第 3 1 3 7 号による開示決定に係る異議申立てについて
- 文書 1 2 行政文書開示決定通知書（平成 1 5 年 7 月 3 日付防官文第 5 8 6 3 号、平成 1 5 年 8 月 7 日付防官文第 6 7 1 0 号、平成 1 6 年 2 月 1 3 日付防官文第 1 2 2 0 号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書 1 3 行政文書開示決定通知書（防官文第 2 1 1 8 号（平成 1 7 年 3 月 2 2 日））による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書 1 4 行政文書開示決定通知書（防官文第 2 1 1 3 号（平成 1 7 年 3 月 2 2 日））による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書 1 5 行政文書開示決定通知書（防官文第 2 1 1 7 号（平成 1 7 年 3 月 2 2 日））による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書 1 6 行政文書開示決定通知書（防官文第 2 1 2 0 号（平成 1 7 年 3 月 2 2 日））による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書 1 7 行政文書開示決定通知書（防官文第 2 1 1 9 号（平成 1 7 年 3 月 2 2 日））による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書 1 8 行政文書開示決定通知書（防官文第 9 2 0 0 号。平成 1 4 年 1 月 1 日）による一部開示決定に係る異議申立てについて
- 文書 1 9 行政文書開示決定通知書（防官文第 9 1 9 9 号。平成 1 4 年 1 月 1 日）による一部開示決定に係る異議申立てについて
- 文書 2 0 行政文書開示決定通知書（防官文第 7 5 0 4 号。平成 1 6 年 8 月 3 1 日）による一部開示決定に係る異議申立てについて

別表（原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 枚目ないし 7 枚目、2 4 枚目、4 1 枚目、5 8 枚目、7 5 枚目、9 2 枚目、1 1 1 枚目、1 1 4 枚目、1 1 7 枚目、1 2 0 枚目、1 2 3 枚目、1 2 6 枚目、1 2 9 枚目ないし 1 3 4 枚目及び 1 5 3 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	1 枚目、2 枚目、1 1 枚目、1 3 枚目、1 7 枚目、2 6 枚目、2 9 枚目ないし 3 1 枚目及び 3 3 枚目のそれぞれ一部（2 9 枚目の担当者氏名及び内線番号を除く。）	
	文書 3	1 枚目、2 枚目、2 5 枚目、2 9 枚目及び 4 0 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4	1 枚目、2 枚目、1 1 枚目及び 1 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5	1 枚目、2 枚目、1 1 枚目、1 2 枚目及び 2 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6	1 枚目、2 枚目、8 枚目、9 枚目、1 5 枚目、1 6 枚目、2 4 枚目、2 9 枚目、3 4 枚目、3 9 枚目、4 1 枚目、4 3 枚目、4 8 枚目、5 2 枚目及び 5 6 枚目のそれぞれ一部（2 4 枚目、2 9 枚目、3 4 枚目、3 9 枚目、4 1 枚目及び 4 3 枚目の印影を除く。）	
	文書 7	1 枚目、2 枚目、1 0 枚目、1 3 枚目及び 2 1 枚目ないし 2 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8	1 枚目、2 枚目、1 0 枚目、1 3 枚目及び 1 8 枚目のそれぞれ一部（1 0 枚目及び 1 3 枚目の印影を除く。）	
	文書 9	1 枚目、2 枚目、1 1 枚目、1 4 枚目及び 1 9 枚目のそれぞれ一部（1	

		1 枚目及び 1 4 枚目の印影を除く。)	
	文書 1 0	1 枚目、2 枚目、1 1 枚目、1 4 枚目及び 1 9 枚目のそれぞれ一部 (1 1 枚目及び 1 4 枚目の印影を除く。)	
	文書 1 1	1 枚目、2 枚目、1 1 枚目、1 2 枚目、2 2 枚目、3 2 枚目、3 6 枚目、4 5 枚目、4 9 枚目及び 5 0 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 2	1 枚目、2 枚目、9 枚目、1 0 枚目、1 7 枚目、1 8 枚目、2 9 枚目、3 8 枚目、4 1 枚目、5 0 枚目、5 4 枚目、6 5 枚目及び 6 9 枚目ないし 7 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 3	1 枚目、2 枚目、1 2 枚目、1 3 枚目及び 2 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 4	1 枚目、2 枚目、1 1 枚目、1 2 枚目及び 1 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 5	1 枚目、2 枚目、1 2 枚目、1 3 枚目及び 2 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 6	1 枚目、2 枚目、1 2 枚目、1 3 枚目及び 2 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 7	1 枚目、2 枚目、1 1 枚目、1 2 枚目及び 1 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 8	1 枚目、2 枚目、1 5 枚目、1 8 枚目及び 2 4 枚目のそれぞれ一部 (1 5 枚目の印影を除く。)	
	文書 1 9	1 枚目、2 枚目、1 8 枚目、2 1 枚目及び 2 9 枚目のそれぞれ一部 (1 8 枚目の印影を除く。)	
	文書 2 0	1 枚目、2 枚目、1 2 枚目、1 5 枚目及び 2 2 枚目のそれぞれ一部 (1 5 枚目の印影を除く。)	
2	文書 1	1 0 9 枚目及び 1 1 0 枚目のそれぞれ一部 (1 0 9 枚目の内線番号を除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人

	文書 2	1 5 枚目の一部（内線番号を除く。）	の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
		2 7 枚目の一部及び2 9 枚目の担当者氏名（2 7 枚目の内線番号を除く。）	
	文書 3	2 3 枚目及び2 4 枚目のそれぞれ一部（2 3 枚目の内線番号を除く。）	
	文書 4	9 枚目及び1 0 枚目のそれぞれ一部（9 枚目の内線番号を除く。）	
	文書 5	9 枚目、1 0 枚目、2 0 枚目及び2 1 枚目のそれぞれ一部（9 枚目及び2 0 枚目の内線番号を除く。）	
	文書 6	2 2 枚目及び2 3 枚目のそれぞれ一部（2 2 枚目の内線番号を除く。）	
		2 4 枚目、2 9 枚目、3 4 枚目、3 9 枚目、4 1 枚目及び4 3 枚目のそれぞれ印影	
	文書 7	1 1 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書 8	9 枚目、1 1 枚目及び1 2 枚目のそれぞれ一部（9 枚目の内線番号を除く。）	
		1 0 枚目及び1 3 枚目のそれぞれ印影	
	文書 9	9 枚目、1 0 枚目、1 2 枚目及び1 3 枚目のそれぞれ一部（9 枚目の内線番号を除く。）	
		1 1 枚目及び1 4 枚目のそれぞれ印影	
	文書 1 0	9 枚目、1 0 枚目、1 2 枚目及び1 3 枚目のそれぞれ一部（9 枚目の内線番号を除く。）	
		1 1 枚目及び1 4 枚目のそれぞれ印影	
	文書 1 1	2 0 枚目及び2 1 枚目のそれぞれ一部（2 0 枚目の内線番号を除く。）	
	文書 1 2	2 7 枚目、2 8 枚目、3 6 枚目、4	

		8枚目及び63枚目のそれぞれ一部（27枚目、36枚目、48枚目及び63枚目の内線番号を除く。）	
	文書13	10枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書14	9枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書15	10枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書16	10枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書17	9枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書18	12枚目及び13枚目のそれぞれ一部（12枚目の内線番号を除く。）	
		15枚目の印影	
	文書19	15枚目及び16枚目のそれぞれ一部（15枚目の内線番号を除く。）	
		18枚目の印影	
	文書20	11枚目、13枚目、14枚目、116枚目、118枚目、124枚目及び125枚目のそれぞれ一部（11枚目、116枚目及び118枚目の内線番号を除く。）	
		15枚目の印影	
3	文書1	109枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書2	15枚目及び29枚目のそれぞれ内線番号	
	文書3	23枚目の内線番号	
	文書4	9枚目の内線番号	
	文書5	9枚目及び20枚目のそれぞれ内線番号	
	文書6	22枚目の内線番号	
	文書7	11枚目の内線番号	
	文書8	9枚目の内線番号	
	文書9	9枚目の内線番号	
	文書10	9枚目の内線番号	
	文書11	20枚目の内線番号	
	文書12	27枚目、36枚目、48枚目及び	

		63枚目のそれぞれ内線番号	
	文書13	10枚目の内線番号	
	文書14	9枚目の内線番号	
	文書15	10枚目の内線番号	
	文書16	10枚目の内線番号	
	文書17	9枚目の内線番号	
	文書18	12枚目の内線番号	
	文書19	15枚目の内線番号	
	文書20	11枚目、116枚目及び118枚目のそれぞれ内線番号	
4	文書2	27枚目の一部（内線番号のみ。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。